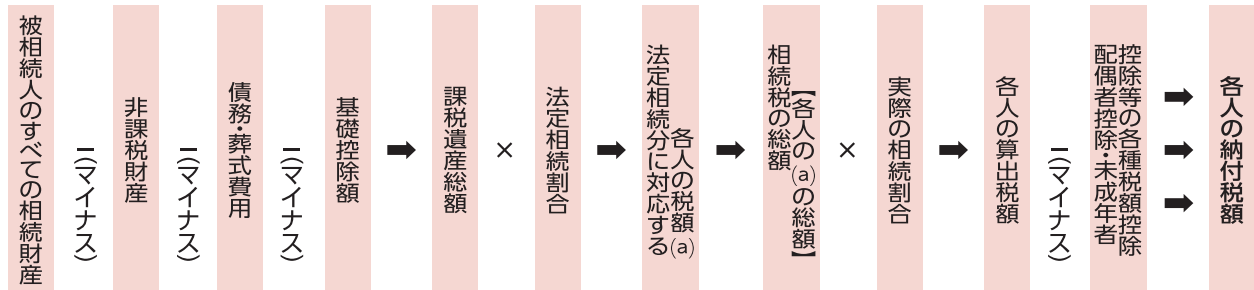


7 相続税・贈与税

相続税…相続を受けた者が払う国税です
贈与税…贈与を受けた者が払う国税です

(1) 相続税の計算の流れ



(2) 基礎控除額

基礎控除額 = 定額控除額 (3,000万円) + (法定相続人比例控除額 (1人あたり600万円) × 法定相続人の数)

(3) 相続税の速算表

法定相続分に応ずる各取得金額		税率	速算控除額
	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超	20,000万円以下	40%	1,700万円
20,000万円超	30,000万円以下	45%	2,700万円
30,000万円超	60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円超		55%	7,200万円

7. 相続税・贈与税

計算例

課税遺産総額(相続財産の課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いた残額)が1億2千万円、相続人が配偶者・長男・長女の3名の場合。

①法定相続分 配偶者2分の1、長男4分の1、長女4分の1

②法定相続分に対応する各相続人の取得金額

配偶者：1億2千万円 × 1/2 = 6,000万円

長男：1億2千万円 × 1/4 = 3,000万円

長女：1億2千万円 × 1/4 = 3,000万円

③各相続人の取得金額に対する各人の相続税額

配偶者：6,000万円 × 30 % (相続税率) - 700万円 (速算控除額) = 1,100万円

長男：3,000万円 × 15 % (相続税率) - 50万円 (速算控除額) = 400万円

長女：3,000万円 × 15 % (相続税率) - 50万円 (速算控除額) = 400万円

④相続税の総額

1,100万円 + 400万円 + 400万円 = 1,900万円

∴ 相続税の総額は1,900万円(ただし配偶者の税額軽減等は考慮していない)

(4) 配偶者の税額軽減(相続税法19の2)

配偶者の税額の軽減の制度とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際にもらった正味の遺産額が、次の(a)(b)のうちどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(a) 1億6千万円

(b) 配偶者の法定相続分相当額

※法定相続分

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1(人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1(人数分に分ける)
子も父母もない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1(人数分に分ける)

7. 相続税・贈与税

(5) 相続時精算課税制度(相続税法21条の9)

① 概要

財産の生前贈与を受けた場合は、贈与時に贈与税をいったん支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計して計算した相続税から、既に支払った贈与税を控除することができます。贈与と相続を通じて納税するもので、贈与者ごとに通常の贈与税(暦年課税制度)と本制度のどちらかを選択して適用することができます。贈与財産の種類、金額、贈与回数には制限がありません。

② 適用要件

- イ) 60歳以上の贈与者から18歳(令和4年3月31日以前は20歳)以上の子(推定相続人)または孫が受贈したものであること[年齢は贈与年の1月1日の満年齢。以下の(6)(7)も同じ]
- ロ) 本制度を選択する最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、所轄税務署長に対してその旨の届出書を贈与税の申告書に添付すること

③ 税額の計算

- イ) 本制度の選択をした場合は他の財産と区分して贈与税を支払いますが、本制度に係る贈与税は、贈与財産の価額の合計から、複数年にわたり利用できる2,500万円(非課税枠)を控除した金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。令和6年1月1日以後に贈与を受けて本制度を選択した場合、基礎控除(110万円)の適用があります。
- ロ) 本制度を選択した場合の相続税は、本制度に係る贈与財産(贈与時の価額)と相続財産を合算して通常の方法で計算した相続税から、既に支払った贈与税相当分を控除します。その際、相続税額から控除しきれない場合は還付が受けられます。

(6) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例(措法70条の3)

令和8年12月31日までに、自己の居住の用に供する一定の家屋を取得または増改築等するための資金(その敷地とともに取得する場合の土地等の取得資金および住宅の新築等(贈与を受けた年の翌年3月15日までに行われたものに限る。))に先行して取得する土地等の取得資金を含む。)の贈与を受けた場合は、贈与者の年齢に関係なく相続時精算課税制度を適用することができます。

① 適用要件

- イ) 贈与者から18歳(令和4年3月31日以前は20歳)以上の子(推定相続人)または孫が受贈した住宅取得等資金であること
- ロ) 取得または新築する住宅、その敷地の取得資金の贈与を受ける場合、その翌年3月15日までに居住の用に供したとき、または居住の用に供すると見込まれるとき
- ハ) 取得または新築する住宅は、床面積が40㎡以上
- ニ) 既存住宅においては、現行の耐震基準に適合していること。または昭和57年1月1日以後に建築されたものであること(耐震基準に適合しない既存住宅につき、取得の日までに耐震改修工事の申請等を行い、入居日までに工事を完了している等の一定の要件を満たしているものも可)
- ホ) 増改築等の場合は、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替等で、当該増改築等の工事費用が、100万円以上であること、増改築後の床面積が40㎡以上であること、その他の要件を満たすこと

② 税額の計算

通常の相続時精算課税制度と同様の計算になります。

7. 相続税・贈与税

(7) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措法70条の2)

18歳(令和4年3月31日以前は20歳)以上で、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円(一定の場合は1,000万円)以下の者が、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間にその直系尊属(父母、祖父母など)から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、下表の非課税限度額までは贈与税が課されません。ただし、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅(床面積50㎡(一定の場合は40㎡)以上240㎡以下)を取得し、居住の用に供するか、遅滞なく居住の用に供することが確実であると見込まれる必要があります。

住居の種類	耐震・省エネ・バリアフリー住宅	左記以外の住宅
非課税限度額	1,000万円	500万円

(8) 贈与税(暦年課税制度)

その年の1月1日から12月31日までの1年間に親族の他、第三者を含む個人から贈与を受けた財産価額を合計し、その合計額から基礎控除110万円を控除した残額に応じて下表の税率を乗じ、贈与税額を計算する贈与税本来の制度で、(5)または(6)を選択適用しない場合はこれによります。

■ 贈与税の速算表

税額=基礎控除後の課税価格×税率-速算控除額

基礎控除後の課税価格		特例税率(注1)		一般税率(注2)	
		税率	速算控除額	②税率	速算控除額
200万円以下		10%	0円	10%	0円
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下			20%	25万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円		

(注1) 特例税率:18歳(令和4年3月31日以前は20歳)以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率

(注2) 一般税率:上表(注1)以外の場合の税率

7. 相続税・贈与税

(9) 贈与税の配偶者控除(相続税法21の6)

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

- [要件]**
- イ) 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われること
 - ロ) 配偶者から贈与された財産が、自分が住むための居住用不動産であることまたは居住用不動産を取得するための金銭であること
 - ハ) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産または贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

(注) 配偶者控除は同じ配偶者の間では一生に一度しか適用を受けることができません。

なお、本記述は実務上特に必要頻度が高いと思われるものを抽出したものであり、一部簡略化されております。ご了承ください。